

議案第20号

北名古屋市予防接種対策協議会条例の制定について

北名古屋市予防接種対策協議会条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成25年2月25日提出

北名古屋市市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき執行機関の附属機関として北名古屋市予防接種対策協議会を設置するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市予防接種対策協議会条例

(設置)

第1条 北名古屋市が実施する予防接種事務を円滑に遂行するため、北名古屋市予防接種対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予防接種の実施に関すること。
- (2) 予防接種の事故に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の医療機関の医師
- (2) 学識経験者
- (3) 愛知県師勝保健所長
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の説明及び意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第8条 委員及び前条の関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民健康部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。